

甲府市農業委員会 8月定例総会議事録

1. 日 時 令和2年8月28日（金曜日）午後2時00分から午後3時17分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（18名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

【農業委員】

1番 渡邊 初男 3番 菊島 建 4番 池田 哲郎 5番 落合 洋子
6番 關野 登 7番 田中 由美 8番 後藤 良仁 9番 土屋 三千雄
10番 越石 和昭 11番 小澤 博 12番 山村 忠弘 13番 雨宮 洋文
14番 末木 瑞夫 15番 矢崎 正勝 16番 塚田 泰英

【農地利用最適化推進委員】

1番 佐々木 茂隆 2番 萩原 斉 3番 植田 泰 4番 山本 光信
5番 平澤 友良 6番 山本 俊一 7番 杉原 正芳 8番 松木 正治
9番 小池 厚 10番 二宮 茂徳 11番 大森 由彦 12番 佐野 満
13番 齊藤 藤雄 14番 金丸 輝男 16番 亀井 智 17番 池谷 幸男
18番 長田 茂樹

4. 欠席委員（1名）

【農業委員】

2番 小松 芳彦

【農地利用最適化推進委員】

15番 若尾 忠昭

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長 石川 満
農地係 係 長 齊藤 欣也
係 長 青木 進
主任 石原 智巳
主 事 一ノ瀬 匠
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 令和2年9月告示分農用地利用集積計画について
議案第4号 令和2年9月告示文農地中間管理権に係る農用地利用集積計画について
議案第5号 農用地利用配分計画（案）について
議案第6号 納税猶予に関する適格者証明願いについて
議案第7号 令和3年度甲府市農業行政施策に関する意見書について
議案第8号 令和2年度甲府市農業賞候補者の推薦について

報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第5号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（斉藤係長）

それでは、令和2年8月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中18名が出席し、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（斉藤係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会8月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、8月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により1番の渡邊初男委員と、3番の菊島建委員のお二人をお願いしたいと思います。

今月も、引き続き新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。

○事務局（一ノ瀬主事）

荒れていたところは農地ではないために、農業委員会では対応が難しい状況です。
今回は、案件が挙がってくるまでは相談もありませんでした。本来であれば環境部で対応しますので、環境部へ連絡してください。

○中道北地区委員（小澤委員）

競売はスムーズに済むのですか。

○事務局（一ノ瀬主事）

競売に関しては、落札したことにより今回の計画に含めますので、問題ありません。

○中道北地区委員（小澤委員）

わかりました。ありがとうございました。

○議長（西名会長）

議案の斜線の場所は雑種地ということで、農業委員会の管轄外ですが、例えば草が管理されていないことや、周辺に影響がある等は環境部で対応するということですので、各委員さんは環境部へ相談をしていただき、ご指導いただくということでしょうか。他にいかがでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 2 号は決定してまいります。

2 番の案件については全て 1,000 ㎡以上の案件となりますので許可相当ということで、県農業会議に諮問してまいります。

つぎに、報告第 1 号から第 4 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（一ノ瀬主事）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 6 ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。7 ページからは令和 2 年 7 月 17 日から令和 2 年 8 月 19 日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から、報告第 1 号から第 4 号につきまして報告がありましたが、報告事項でするので、ご了承をお願いいたします。

つぎに、議案第 3 号、令和 2 年 9 月告示分農用地利用集積計画について審議いたします。また、関連がありますので、報告第 5 号農用地利用集積計画の解約についても併せて説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは説明に入ります。農地銀行を利用する案件は、再設定 1 件の申し出がありました。まずは、議案書 14 ページをご覧ください。こちらの表は新規設定です。9 月に告示する新規設定はありません。

つぎに、議案書 15 ページをご覧ください。こちらの表は、再設定です。今月は新しい委員さんもいますので、表の見方を簡単に説明します。まず、上段の表は地区ごと、賃借年数ごと、3 年未満、3 年から 5 年、6 年から 9 年、10 年以上となっています。一番右側は合計です。つぎに、中段の表は今年度の目標面積、今月までの設定面積、達成率となっており、過去 5 年分が載せてあります。下段の表は 4 月から来年 3 月までの月別設定面積です。それでは説明します。9 月の再設定は、中道南地区からの申し出があり、合計面は 925 m²です。中段の表、令和 2 年度の目標面積 343,700 m²に対し、設定面積は 44,152 m²、達成率は 13%です。16 ページ 1 番は、再設定の内訳です。左から、農地の所在地、面積、貸し手、借り手、利用目的と期間です。以上、全ての案件の借り手の経営地は、利用権設定に必要な下限面積及び、農作業従事日数を超えており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。これらを踏まえ、甲府市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していることから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告をさせていただきます。議案書は 20 ページをご覧ください。今月は 2 件の解約となります。解約の内容、理由につきましては、記載のとおりとなっております。解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から、説明が終わりました。今月は、所有権移転や新規就農者及び法人などが関係する案件、もしくは特殊な案件がありませんので、地元委員からの説明はありません。こちら事前にご質問の報告は受けておりませんが、採決してよろしいでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 号所有権移転および利用権設定に賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 3 号は決定させていただきます。なお、報告第 5 号については、報告事項ですのでご了

○議長（西名会長）

お聞きのとおりです。農地銀行では借り手がきれいにしなければなりません、中間管理機構の事業であれば、農林振興公社で農地をきれいにしてから貸し出しをしてくれます。そのために、中間管理機構を使うということです。この事業を利用するのはめったになく、まだ3件目くらいです。この際ですから、何か他に皆様の方からご質問等ありましたら、お願いします。

《 挙手あり 》

○議長（西名会長）

小澤委員どうぞ。

○中道北地区委員（小澤委員）

荒れているところを整備してくれるということですが、どの程度まで整備してくれるのでしょうか。最適化推進委員の方々も様子が分かればと思い質問しました。

○議長（西名会長）

事務局で、もう少し詳しく説明をお願いします。

○事務局（青木係長）

中間管理機構を利用して、借り受け整備事業というものがあるのですが、これは、10aあたり、20万円まで整備費が出ます。それ以上かかる場合は自己負担となります。ですので、貸したいけど農地に木が生えている場合など、20万円以内くらいで整地できればやりますが、自己負担をしてまでという人は少ない状況です。就農支援課で、だいたいの見積もりもできますので、お尋ねしていただき、範囲内であれば借り受け整備事業を利用するようにしています。それとは別に中間管理機構を使うメリットは農地集積交付金というのがあり、自分が使っている農地の隣の農地を借りる場合、つまり農地を集積した場合、中間管理機構から奨励金が出るケースもあります。これまで甲府市で利用していたのは、借り受け整備事業と農地集積交付金をもらえるようなものは、中間管理機構を利用させてもらっています。いずれにしても農地銀行で借りたいということがあれば、我々の方でもどちらの方が有利なのか助言をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（西名会長）

小澤委員、よろしいでしょうか。

○中道北地区委員（小澤委員）

はい。

○右左口地区委員（柿嶋職務代理）

先ほどの整備事業ですが、私の地元でも1回法人が使いました。内容は、農地の段差の解消と傾斜の解消です。事前に法人の方々草刈りなど簡単なことをやっておき、20万円以内に収まるようにしたそうです。一番やっていただきたいことを絞って、予算内に収まるようにやったという、右左口地区からの報告です。

○議長（西名会長）

このような形でいくつか事例もありますし、これからも出てくるかもしれません。

最適化推進委員の皆さんも同様の問題があったときには、事務局や就農支援課に相談したりして、農地銀行なのか、中間管理機構なのかの判断をしますので、気軽にお声がけをお願いします。

それでは、採決をいたします。議案第4号および、議案第5号に賛成の方は、挙手をしてください。

《 賛成多数の場合 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。議案第4号、議案第5号については、決定し、県へ報告いたします。

つづいて、議案第6号納税猶予に関する適格者証明願いについて審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（斉藤係長）

議案書の21ページをご覧ください。議案第6号1番、納税猶予に関する適格者証明願いについて説明します。農地の所在、地目、面積及び申請者、相続人、被相続人については、議案書記載のとおりです。農業者であった被相続人より令和〇年〇〇月〇〇日に、相続人が議案書にある農地を相続しました。申請人は相続した農地について引き続き耕作をしていくということで、8月11日に相続税の納税猶予に関する適格者証明願いを提出してきたところです。このため、8月20日に地元農業委員の池田委員、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。申請地は申請者の自宅に隣接しており、水稻栽培をおこなっております。また、申請人は農業機械を有し、以前から被相続人と母とともに農業を行っており、今後も耕作を継続していくとのことです。以上の事から、申請人については相続税の納税猶予に関する適格者であると判断いたしました。

つぎに、2番をご覧ください。農地の所在、地目、面積及び申請者、相続人、被相続人については、議案書記載のとおりです。農業者であった被相続人より令和〇年〇月〇〇日に、相続人が議案書にある農地を相続しました。申請人は相続した農地について引き続き耕作をしていくということで、8月11日に相続税の納税猶予に関する適格者証明願いを提出してきたところです。このため、8月20日に地元農業委員の池田委員、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。申請地は申請者の自宅南側に隣接している農地と、100mほど南側に位置した田と畑です。また、申請人は農業機械を有し、以前から被相続人とともに水稻栽培を行っていました。今年は水稻を行っていませんが、トラクターを購入し、今後水稻栽培を継続していくとのことです。現在は草刈り等、田畑の管理はされています。以上の事から、申請人については相続税の納税猶予に関する適格者であると判断いたしました。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。2件とも農業を継続する農機具や環境等が整って

いることを、地元農業委員と現地確認を済ませていると、事細かく説明がありました。こちらについても事前にご質問等はありませんでしたが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決させていただきます。議案第 6 号納税猶予に関する適格者証明願いについて、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定をさせていただきます、納税猶予に関する適格者証明書を交付してまいります。

つづいて、議案第 7 号令和 3 年度甲府市農業行政施策に関する意見書について審議いたします。甲府市への意見についても、山梨県への意見書同様に新型コロナウイルス蔓延予防により、ブロック会議を中止としましたので、委員の皆様より、ご意見、ご要望を書面でいただきました。それを事務局でまとめ、執行部会議、運営員会で協議をして、8 月定例総会へ提案いたします。それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（牧野）

議案書 22 ページをご覧ください。甲府市への意見書について、朗読をもって提案とさせていただきます。

*** 令和 3 年度甲府市農業行政施策に関する意見書（案）朗読 ***

○議長（西名会長）

事務局から、令和 3 年度甲府市農業行政施策に関する意見書の内容について説明がありました。前文に続き、4 つの項目に分けて意見書を取りまとめました。委員の皆様には事前に配布してありますのでお目通ししていただき、修正箇所や新たに追加する要望等があれば、連絡をいただくことになっていましたが、特別ありませんでした。改めて事務局から説明を聞いた中で、ご意見等がありましたらお願いします。

《 挙手あり 》

○議長（西名会長）

山本委員どうぞ。

○相川地区委員（山本最適化推進委員）

最適化推進委員の意見として、有害鳥獣対策の中で千代田地区、中道地区という地名を表すのはいかがかと思えます。現実に、鳥獣被害は千代田地区以外の山付き地域でも受けており、今後、実施の際に中道地区を進めればいいのかという解釈をされかねないという心配があります。

○議長（西名会長）

貴重なご意見ありがとうございます。

ご指摘の通りの考え方も、運営委員会でもありました。これまでも有害鳥獣対策に

ついて意見を出し続けてきたのですが、地元の皆さんが議員さんにも働きかけをした中で、幸いにも実を結び千代田地区は実際に進んでおりますが、他の地区は全く進んでおりません。上九一色地区の一部では、合併前に対策を済ませてありますが、これまで広く要望してきましたが、南部の方の見通しが立たないという中で、甲府市と合併してから最初に手を付けていただきたいのは中道地区ということです。実際にはかなりの被害が出ており、隣接する笛吹市では狩猟免許を持った方々が捕獲等をやっているのですが、甲府のエリアに入るとなかなか思うようにいかないという現実があるということで、苦慮しましたが中道地区という文言を、今年をあえて入れさせていただいたという経緯があります。これをきっかけに、南も北も引き続き対策をしていただきたいという強い要望ですので、ご理解をいただければありがたいと思います。

○相川地区委員（山本最適化推進委員）

執行部会議、運営委員会ですっきり論議をした結果ですので、進めていただきたい。受け入れる側の地元住民が積極的に姿勢を表すことが重要であり、やってくれと言うだけでなく、やっといこうという地元住民の団結がなければそういう方向に進んでいかないと思います。ぜひお願いします。

○議長（西名会長）

ありがたいアドバイスです。中道地区では、先ほど柿嶋職務代理からお話の合ったような取り組みをしておりますので、受け入れ側の雰囲気も含めて柿嶋職務代理からすこし説明をいただきます。

○中道南地区委員（柿嶋職務代理）

帯那地域は10年以上前から土地改良事業を進めてきて、残り20%から30%くらいだと思いますが、全体で10億円掛ったとして国と県で85%、市単独では15%の予算というのは、理解しています。合併当時から中道、上九一色合併審議会の中でも何度も取り上げられていて、当初委員さんにもお願いをしながら、甲府市へ問題提起してきたのですが、鳥獣害対策を北部地域でやっている状況なので、すぐには南部地区へシフトできないという足踏みの状況が、ここ数年間続いてきました。単なる獣害対策だけではなく土地改良事業を入れて、その中のメニューとして防護柵であり、上下水道であり、水の確保であり、圃場整備であるという一体の整備であるため、10年くらいの年数がかかってしまう長期的な事業の中で、現在、甲府市の方から中道地区自治連合会の方へ土地改良事業をいかがかという説明が来ています。自治連合会では情報提供を受ける中で、今までのデータを踏まえて帯那地区のやってきたことを参考にし、いろいろな組織の受け入れの体制は十二分にできています。具体的にいつからどう進めるかなどはまだ分かりませんが、そんな事情の要望の文章になっておりますので、ご承知いただければありがたいと思います。

○議長（西名会長）

山本委員から心配の意見が出ましたが、中道地区では十分クリアできる環境があるようでございます。何とかこの3年の任期中に手を付けることができるように願っております。よろしく願いいたします。他に何かありますか。

《 挙手あり 》

○議長（西名会長）

渡邊委員どうぞ。

○中道南地区委員（渡邊委員）

農業センターの農機具の関係ですが、数年前に農業機械の補助事業の申請について意見書を出したはずですが、それを却下して、使用頻度の高い農機具を増やしたり更新したり、予算を使うのであれば、認定農業者中心ではありますが、笛吹市でやっているような農機具購入の5分の1を助成する事業をやった方がいいのではないかと。農業センターに農機具を増やすより、個人で持った方がいいと思います。

○議長（西名会長）

こちらの内容について、過去に農機具の補助事業をという新たに設けてということもありました。それを要望した経緯があります。それを踏まえて事務局から補足説明をお願いします。

○事務局（斉藤係長）

昨年の委員の方々には、来年度の意見書を出していただくために回答を付け郵送にて配布してあります。回答の中ではすぐには始める状況ではないという風に受け取れました。年に一度しか使わない農機具のための補助金ではなく、より沢山の方が農機具を使用できるように使用頻度の高い農機具などを壊れる前に入れ替えていただきたいという意味で載せさせていただきました。

○議長（西名会長）

渡邊委員、ご納得いただけたでしょうか。たしかに笛吹市でできて、なぜ甲府市でできないんだということはあると思いますが、新規就農者の方は、例えば補助事業があっても就農してすぐに農機具を買うことはできません。でも農業センターで借りることができるので農業を始めることができる。そのような中で、経費の節減ができるあるいは支援ができることが、農業センターの農機具の貸し出しだと理解しています。このような中で新たな事業は難しいという執行部の判断で、そうはいつてもという中で耐用年数ではなく利用頻度の高い農機具については早く更新していただきたいという文言で意見書としてまとめました。また状況によって補助事業についても検討していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○中道南地区委員（渡邊委員）

農機具については了解しました。先ほどの有害鳥獣の件ですが、イノシシ、シカ等とありますが、私共中道地区でも一番南部山側では最近クマも出没していて、怖くて農地に行けないということで苦慮しています。昔から桑の多い地域で、桑の実を食べに来ています。今年はスモモの太陽の木を登って木の枝を折ったり、実を食べたりしていて、人間が畑に行けなくて困っています。ぜひ標記にクマも入れていただきたいと思います。

○議長（西名会長）

大変貴重な現実的な意見をいただきました。皆さんも同感だと思います。作物を守

ることも大事ですが、まずは営農する皆さんの命が危険にさらされるということが、今の話で分かりますので、標記にはイノシシ、シカ、クマと入れたいと思います。なおかつクマということになりますと、人命に係ることですから、中道地区へ早く侵入防止柵を作っていただきたいという強い要望にもなりますので、委員の皆さん、クマを入れるということでご了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。それ以外にいかがでしょうか。

《 挙手あり 》

○議長（西名会長）

小池委員どうぞ。

○小池最適化推進委員

最適化推進委員の小池と申します。お聞きしたいのは、令和 3 年度甲府市農業施策を市長に出すということですが、毎年やっていることだと理解していますが、令和 2 年度の施策の結果が出回っているのかお尋ねします。

○議長（西名会長）

事務局をお願いします。

○事務局（斉藤係長）

今日お配りした、農業委員会だよりの 5 ページに、去年の意見と回答を載せてありますので、こちらでご確認をお願いします。

○議長（西名会長）

よろしいでしょうか。ご覧いただきたいのですが、お手元にあります農業委員会だよりの第 76 号で令和 2 年度甲府市市農業施策に関する意見書に対する回答がこの通り出ています。毎年こういう形で回答を出して、どの程度意見書が予算に反映されるのかは、ほんのわずかですが、やはり農業者の生活や農地、農業を守るためには、意見書をしっかり出していく。また、時と場合によっては自然災害というのもあります。挨拶でも触れましたが、ブドウやナスも気象災害を受けている中でこの対策について市の支援を農協グループとして市長に要望を行った経緯があります。我々が法律に基づいて意見書の中で支援をしていくという形で責任を果たしています。他にはいかがでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、令和 3 年度農業行政施策に関する意見書については、有害鳥獣対策のところで、イノシシ、シカのあとにクマを加えて、原案通り意見書を取りまとめ、10 月の初旬に樋口甲府市長に提出してまいりたいと思います。ご賛成いただける方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定をさせていただきます。当日については、会長、職務代理、最適化推進委員長、副委員長

にご同席いただき、市長との意見交換の中で具体的な地元の事例を話し要望した方が、要望の効果が大きいのではないかと思いますので、関係者については、ご協力をお願いいたします。

つぎに、議案第 8 号の審議に入ります。議案第 8 号は令和 2 年度甲府市農業賞候補者の推薦についてです。事務局で説明してください。

○事務局（牧野）

それでは、説明いたします。甲府市農業賞は、毎年ブロックで順番を回し、その中から推薦をいただいております。今年度については、南ブロックの順番となっております。推薦者は上曾根町の土屋正人さんです。経歴についてはお手元の別紙をご覧ください。また、推薦理由についても、記載のとおりとなっております。よろしくご審議をお願いします。

○議長（西名会長）

事務局から、今年度の甲府市農業賞の被表彰者の推薦について事務局から説明がありました。この表彰については、北、中、南の 3 つのブロックで持ち回りで推薦者を決定して行くということで、今年度は南ブロックで土屋正人さんを推薦したということです。経歴や推薦理由も素晴らしく、甲府市農業振興計画の中のプロフェーマーにも匹敵する内容だと思います。こちらは、委員全員の拍手でご推薦をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

《 拍手多数 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。それでは、今年度の甲府市農業賞には中道地区の土屋正人氏を推薦してまいります。

以上で、予定している案件は皆さんのご協力ですべて終了しました。これからもこういった形で新型コロナウイルス蔓延予防をしながら総会を開催していきますので、ご意見等がある方は、事前に事務局の方へ電話でも文章でも結構ですので出してください。総会でお答えでき、議事の進行など円滑になりますので、今後ともご協力をいただきながら本日の 8 月定例総会を終わります。

午後 3 時 17 分 閉会